

交通空白地有償運送について

交通空白地有償運送とは、道路運送法第 78 条第 2 項に規定されている、自家用自動車を使用して有償（有料）で行う運送のことです。

過疎の地域や高齢化が進んだ住宅団地などで、公共交通の提供が不十分なために思うように外出できず、生活に支障をきたしている住民のために、地方自治体や民間の非営利組織が自家用自動車を使用して有償で送迎する運送です。

平成 18 年の改正道路運送法で正式に合法化された際には「過疎地有償運送」という名称でしたが、地方の過疎地域に限らず、住宅団地のように都会でも公共交通の整備が不十分な地域があり、その地域での運行も可能なことから、名称を「公共交通空白地有償運送」と改められ、令和 2 年 11 月からは「交通空白地有償運送」となりました。

1. 運行団体

交通空白地有償運送を行うことができるのは『地方自治体』と非営利の次に掲げた組織です。

【福祉有償運送を運営できる組織】

NPO 法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・商工会議所・商工会
農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・認可地縁団体・非営利の任意団体

法人格がない任意団体であっても組織の運営がしっかりしており、会計監査などもきちんと行われているときは、運営することができます。

2. 利用できる人

交通空白地有償運送を利用できる人は、次の人たちです。

- ① 運行する地域内の住民
- ② 運行する地域内の住民ではないが、当該地域への来訪者・観光旅客

3. 運送できる範囲

運営協議会等において協議により定められた区域とし、発地または着地のいずれかが運送区域内にあることとします。

4. 運送の対価（運賃）

送迎の対価は、運行する車両と同程度の大きさのタクシー運賃の 1/2 程度を目安とする、とされています。

5. 運転者の資格

有償運送なので、自動車を運転する人は2種免許所持者が原則ですが、1種免許しか所持していない場合は、国土交通省が認定している組織が行う『交通空白地有償運送運転者講習』を受講修了すれば運転者の資格ができます。

6. 使用する自動車

自動車は『自家用ナンバー』が付いている次の『自家用自動車』を使用します。

- ① バス：乗車定員11人以上の自動車
- ② 普通自動車：乗車定員11人未満の自動車（福祉自動車・軽自動車も含む）

これらの自動車は、運行団体が所有する車両の他に、ボランティア等が所有する車両も使用することができます。

交通空白地有償運送は、『営業ナンバー』が付いている『事業用自動車』や『2種免許』は不要です。

7. 運行を始めるための手続き

交通空白地有償運送を行いたいときは、運行団体が所在する市区町村役所に必要な書類を提出し、自治体が開催する『交通空白地有償運送運営協議会』において協議が調わなければなりません。その後、必要な書類と、当該自治体の首長が発行した『協議が調った旨の文書』を地方運輸支局に申請し、登録番号を記載した登録証の交付を受ければ、運行が可能になります。

平成27年4月からは、希望する自治体に登録や管理の権限が委譲されてますので、一部の自治体では、運営協議会で承認されればまもなく運行することができます。

8. 自治体と運営協議会の理解が足りない現状

交通空白地有償運送は『公共交通では運送ができない地域や場合に、公共交通を補完するために行える』『営利に至らない範囲で運送の対価（運賃など）を設定すること』『2種免許を持たないボランティア等が運転できること』などの条件があり、国は福祉有償運送同様『事業ではない』とし、『事業者』とせず『運送者』としています。

しかしながら、運営協議会では、時々、タクシー事業者や自治体担当者が、運行団体を『事業者』と呼び、タクシー事業者と同列に扱ったりしています。そのため出席した委員も同じように考えてしまい、その地域独自の厳しいルールを設定して、交通空白地有償運送ができないようにしている自治体も散見されます。

『この有償運送を認めてしまえば、タクシーの客が奪われてしまうので、死活問題である』『タクシー事業者が当該地域の有力企業で、守らなければいけないので認めない』とし、申請があっても門前払いしている自治体もあります。